

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	無許可営業者への退去命令
概要	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可等を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認めて承認した者が当該承認に係る業務を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしてはいけません。違反したときは市場外に退去を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第73条第2項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可等を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認めて承認した者が当該承認に係る業務を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしたときは、その当該行為をした者に対し、市場外への退去を命ずることがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—